

[令和1年11月 定例会-12月11日-05号]

●住宅弱者への居住支援について

●性の健康教育について

---

◆19番（山下いづみ 議員） おはようございます。私は、さきに通告してあります2項目、住宅弱者への居住支援についてと、性の健康教育についてお聞きいたします。

まず初めに、住宅弱者への居住支援について伺います。平成29年4月に住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）が改正され、同年10月に施行されました。この背景には、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人等、住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者の増加が見込まれている一方で、民間の空き家や空き室が増加しており、それを活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進する目的で制定されました。静岡県居住支援協議会が設けられており、富士市を含めた20市町が名を連ねています。

新たな住宅セーフティネット制度の3つの柱は、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援です。富士市においても空き家対策は必須の課題であり、何よりも住宅弱者が住居を確保し、彼らの生活を包括的に支援することができます。

そこで、以下、4点について質問いたします。

（1）静岡県居住支援協議会の活動内容はどのようなもののでしょうか。富士市ではこの協議会にどのようにかかわっているのでしょうか。

（2）新たな住宅セーフティネット制度について、富士市内の不動産関係者や福祉団体などどのように周知しているのでしょうか。

（3）住宅確保要配慮者への居住支援はどのようなことを行っているのでしょうか。

（4）住宅確保要配慮者への居住支援のため、富士市の福祉、住宅行政、民間団体と連携する居住支援協議会を設けて新たな住宅セーフティネット制度を推進してはどうでしょうか。

次に、性の健康教育について伺います。

近年、性暴力について痛ましいニュースを聞きます。家族や知人からの暴力、

就労の場やデートDVと公共あるいは私的な場で起きています。性被害に遭うことのないように、子どものときからの教育と性暴力を許さないといった社会風土をつくる必要があると考えます。実際、性被害に遭い、守らなければならない人たちが誹謗中傷されることがあります。性教育は重要であります。親や大人たちは教え方がわからない、話題にしにくいテーマだと、性について話すことを躊躇するという事も聞きます。自分の身を守る予防教育として、性の健康教育は必要であると考えます。

そこで、以下、3点について質問をいたします。

(1) 子どもの発達段階に合わせた性教育が必要であると考えますが、いかがでしょうか。幼児、小中高校ではどのような教育が行われているのでしょうか。

(2) 親や大人たちを対象にした講座等が行われているのでしょうか。

(3) 男女共同参画学級事業で過去3年開催されている親子対象の「ぼくとわたしの体のふしぎ～知っているようで知らない性のはなし～」を保健師や学校の先生に知っていただき、それぞれの地域や学校で同様なセミナーを実施していく取り組みは可能でしょうか。

以上、2項目、7点を1回目の質問といたします。

○議長（一条義浩 議員） 市長。

〔市長 小長井義正君 登壇〕

◎市長（小長井義正 君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、性の健康教育についてのうちの幼児、小中高校における教育については、後ほど教育長からお答えいたしますので、御了承願います。

初めに、住宅弱者への居住支援についてのうち、静岡県居住支援協議会の活動内容と富士市のかかわりについてであります。居住支援協議会とは、低額所得者や高齢者、障害者など住宅弱者である住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の推進に関し、必要な措置について協議することを目的に、地方公共団体のほか、不動産関係団体や社会福祉法人などの居住支援団体から成る組織であります。全国では、本年10月15日時点で、都道府県や市区町において92の協議会が設立されており、このうち県内では、平成26年4月に県が設立した県居住支援協議会のみとなっております。この協議会は、参画を希望した本市を含む20市町のほか、県宅地建物取引業協会、県社会福祉協議会など関係7団体で構成されております。会議につきましては、設立から現在までに計5回開催されて

おり、住宅確保要配慮者に対する住宅供給の促進に関する計画内容を協議するとともに、国の施策の情報共有や居住支援を行っている民間団体の活動報告などが行われております。本市では、これまで開催された全ての会議に出席し、不動産関係者等に広く周知できるよう、さまざまな情報や事例の把握に努めております。

次に、新たな住宅セーフティネット制度について、富士市内の不動産関係者や福祉団体などへどのように周知しているのかについてであります。新たな住宅セーフティネット制度とは、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体により、住宅確保要配慮者が民間の空き家、空き室を活用して居住することを支援する制度であります。これまでの制度は、賃貸人にとってのリスクを軽減する支援が整備されておらず、住宅確保要配慮者の入居は、家賃滞納による収入の減少や孤独死となった場合の対応などが不安要素となっていたことから、民間住宅の活用が進んでおりませんでした。新たな制度では、家賃債務保証制度による家賃保証など、賃貸人の不安を払拭するさまざまな仕組みが設けられておりますので、住宅を提供する不動産関係者や居住支援を行う福祉団体などに対して制度の内容を周知することが必要であると考えております。

制度の周知につきましては、県が居住支援協議会に参加している不動産団体や県社会福祉協議会を通して行っておりますが、関係団体からは、制度内容がわかりにくいという意見をいただきました。このため、本市では、本年8月に関係団体の代表が集まる市空家等対策協議会において制度を紹介いたしました。新たな住宅セーフティネットをより一層推進するため、関係団体が参画する各種会議においてわかりやすい説明を行うなど、周知を図ってまいります。

次に、住宅確保要配慮者への居住支援はどのようなことを行っているのかについてであります。本市では、低額所得者が低廉な賃料で入居可能な市営住宅の供給のほか、離職などにより住居を失った方または失うおそれのある方に対し、求職活動を行うことを条件に、一定期間、住居の家賃相当額を支給する住居確保給付金制度を運用しております。また、経済的に自立し、安定した生活を支援するため、ひとり親家庭や寡婦の方に対し、自宅の転居などを対象に県が貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付制度の受付業務を市が行うほか、高齢者や障害者などに対し個別の問題解決に向けた居住支援を行っております。

次に、富士市の福祉、住宅行政、民間団体と連携する居住支援協議会を設けて、新たな住宅セーフティネットを推進してはどうかについてであります。高齢者や外国人などの増加を要因に、今後さらに住宅確保要配慮者が増加し、支援内容

の多様化が想定される中、新たな住宅セーフティネットを推進するためには、多岐にわたる住宅確保要配慮者のニーズに適切に対応できるような体制が必要と考えております。

議員御提案の市が協議会を設立することは有効な手段の1つであると認識しておりますが、現在のところ、市内に入居支援などを行う居住支援法人がないことから、実効性のある運用は難しいと考えております。また、福祉と住宅行政の連携のあり方や、どのような民間団体に参画を促すかなどの検討が必要であります。これらのことから、現在のところ本市独自の協議会の設置は考えておりませんが、県の協議会からの情報や全国の先進事例を市空家等対策協議会や福祉団体が開催する会議において説明するなど、新たな住宅セーフティネット制度の推進に向けて取り組んでまいります。

次に、性の健康教育についてのうち、親や大人を対象にした講座等が行われているかについてであります。性の健康を達成するためには、若者を含めた全ての方が生涯を通じて人間の性のあり方に関する包括的な情報や教育を享受することが重要であります。

本市では、本年度、性に関する教育として女性の健康づくり講演会を開催し、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の体と心の変化、ライフステージごとの健康管理について学ぶ機会を提供したところであります。

また、平成25年度から中学校と保健師が協働し、性に関する正しい知識を伝え、自己の性行動に責任を持たせることと、命のとうとさを感じ、自分や他者を大切にすることを育てることを目的として、中学2年生を対象とした思春期講座を開催しております。さらに開講2年目からは、地域の大人たちが子どもたちの成長を見守り支援できるよう、思春期講座サポーターが講座に参加して、スライドのナレーションや赤ちゃん人形の抱っこ体験指導を行っていただいております。サポーターは、公募のほか、PTA連絡協議会、民生委員児童委員、読み聞かせネットワーク、男女共同参画推進員、健康推進員等に呼びかけ、昨年度までに185人に登録していただき、思春期の子どもたちの体と心の問題、子どもたちへの支援方法について事前に学習しております。今後も、大人に対して性に関する正しい知識を学ぶ機会を提供するとともに、思春期の子どもたちの体と心の問題を理解し、子どもたちの健やかな成長を見守り支援する人を地域でふやしていきたいと考えております。

次に、男女共同参画学級開設委託事業、「ぼくとわたしの体のふしぎ～知って

いるようで知らない性のはなし～」を保健師や学校の先生に知ってもらい、地域や学校で同様なセミナーを実施していく取り組みは可能かについてであります。男女共同参画学級開設委託事業は、市民団体との協働で男女共同参画社会の実現を目指すため、市が提示した男女共同参画に関する4つのテーマに対して企画、提案を広く募集し、5つ程度の市民団体を選定し、実施するものであります。この中の虹色子育ての会が実施している本セミナーは、小学3年生から6年生までの児童とその保護者を対象としたジェンダーやLGBTも含めた性教育セミナーであり、男女共同参画の視点から大変有意義なものであると考えております。本年度は、8月にフィランセを会場に開催し、大人12人、子ども14人が参加いたしました。セミナーは2部構成になっており、前半は子どもに重点を置いて保護者と一緒に成長と体の変化と生命の誕生についての講話、後半は子どもと保護者を別々の部屋にして、子どもはクイズ大会、保護者には性についての子どもへの話し方などの講義や意見交換を行いました。参加者からは、大人も知らなかった、もっと知りたくなる話が盛りだくさんだった、後半は、子どもたちが別室だったので保健師にじっくり質問ができてよかったなどの感想が寄せられました。また、セミナー終了後も参加者を対象に、フォローアップとして年3回程度、ジェンダーやLGBTの勉強会を行いながら、性について親子で自由に語ることのできる場を提供しております。本セミナーは、原則一般公開せず小規模で開催し、保護者も、子どももリラックスし、安心できる状況で開催しております。今後は、本セミナーの内容について、市の関係各課の職員が学び、性被害の予防を視点に入れた性の健康教育を地域で開催する事業に取り入れられるよう努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（一条義浩 議員） 教育長。

〔教育長 森田嘉幸君 登壇〕

◎教育長（森田嘉幸 君） 次に、性の健康教育についてのうち、子どもの発達段階に合わせた性教育が必要であると考えますがどうか、幼児、小中高校ではどのような教育が行われているのかについてであります。保育園、幼稚園、認定こども園におきましては、国が定める保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき、幼児が生活や遊びの中で心身の健康や豊かな感性、自立心などを育むことができるような環境づくりに配慮した保育を行

っていると伺っております。

各園では、体の仕組みや生命の誕生に関する絵本の読み聞かせなどを通して、命の大切さを感じ取る力や自分以外の者に対する慈しみの心を育むとともに、トイレ指導などの際に性差を意識できるような活動環境を整えていると伺っております。小中学校、高校におきましては、学習指導要領に示された内容に基づき、学校の教育活動全体を通して、性を含めた健康に関する指導を実施しております。性に関する教育と一口に申しましても、その内容は、身体的、生理的な成長や性感染症の予防などの体に関する事、1人1人の生命は唯一無二のものであるという生命のとうとさに関する事、男女の相互理解や家族愛などの人間関係の構築に関する事など多岐にわたります。こうしたことから、本市の学校教育における性に関する指導といたしましては、保健体育科、道徳科、特別活動、家庭科、総合的な学習の時間など、複数の教科等において児童生徒の発達段階に応じ、系統的、横断的に行っております。

このような学習指導要領に沿った指導に加えまして、小学校では、長年にわたり富士マウントライオンズクラブによるいのちを考える助産師の講演を実施し、生命が宿る神秘や家族からの愛情に包まれて成長してきたことに感謝する機会としております。また、中学校では、地域保健課主催の思春期講座のほかに、学校独自に婦人科医を招聘し、講演会などを実施しております。講演会の内容といたしましては、具体的な数値や統計資料などをもとに、性に関する正しい知識を得られるようにするとともに、自身の心身を大切に扱おうとする自己決定のあり方についても考えることができるよう配慮しております。このほかに、近年は、情報化の進展に伴い、全国的にインターネットやSNSを介した性被害が急増していることから、情報モラルに関する教育を重視し、外部講師を招聘するなどして、適切な判断ができる児童生徒の育成に取り組んでおります。

富士市立高校におきましては、保健体育科において、感染症の予防や思春期における異性を尊重する態度の必要性や性に関する情報への対処、あるいは健康な結婚生活を送るために、家族計画の意義や妊娠、出産に伴う健康問題などを学んでおります。また、家庭科におきましても、結婚、家庭、育児などのライフステージの将来設計にかかわることを学んでおります。これらの学習指導要領に沿った指導に加えまして、生徒が性の問題などを自己の問題としてより身近に捉えられるよう、養護教諭が中心となって、学年ごとに性に関する知識や意識などの実態を把握して独自の教材を作成し、保健講座を実施しております。本年度、1年

生におきましては、病気、死亡、予定外妊娠の3大まさかを回避して、夢実現をと題した講座を通して、誤った知識による性感染症や望まない妊娠などにより、自身が思い描いていた高校生活や将来の夢が奪われてしまう可能性があることについて学びました。3年生におきましては、卒業式直前の2月に、しあわせな大人になろうと題しまして、デートDVなどの性被害に巻き込まれることなく、心身ともに安心・安全にひとり暮らしをするための心得について学ぶ講座を開催する予定であります。今後も、子どもの発達段階に応じて着実に性に関する指導を積み重ね、予防教育に努めてまいります。

以上であります。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 回答をいただきましたので、再度質問をさせていただきます。

まず初めに、住宅弱者の居住支援の1番目です。ここでは、静岡県居住支援協議会に入っていて、しっかりと会議にも出ているということですが、そこで把握に努めるということでしたが、実際に2017年12月には県の賃貸住宅供給促進計画案、これは2018年3月から当分の間やっていきます。2018年11月の会議には改正住宅セーフティネットの1年間の状況説明とありましたけれども、これらの協議の後、富士市では把握に努めるだけで、ほかに打った手だてというのはあるのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（島田肇 君） これまでの情報収集のあり方というか、内容でございますけれども、今、議員がおっしゃったような内容とともに、この6月ですけれども、藤田議員のほうから御質問がございまして、関係団体とのネットワーク構築についてございました。そんなこともございまして、各種団体ですね。福祉団体であるとか、関係する不動産の団体などとヒアリングなどを行いまして調査研究を進めてまいりました。あとは、居住支援のメルマガみたいなものもございますので、そんなところからも情報を仕入れてございます。これにつきましては、実際に業務に携わっている方からの内容が結構載っておりますので、生きた情報ということで参考にさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） ヒアリング等を行っているということですが、県の賃貸住宅供給促進計画の目標のところに、空き家・空き室を有効活用し、民間賃貸住宅の供給の促進を図るというところで、富士市空家等対策計画にもしっかりと新住宅セーフティネットのことで進めていくということを入れてはいかがでしょうか、そういうことは可能でしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（島田肇 君） まず促進計画でございますけれども、これにつきましては県が作成したものでございまして、これは法の改正によりまして、地方公共団体というか、市もつくれるようになってございますけれども、現在、作成については検討してございません。ですので、議員御指摘のように、その内容を記載していくということは、今後、作成段階においては検討するものかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） 富士市都市整備部住宅政策課でつくられている「空き家について考えてみませんか？」という冊子がありますけれども、これは空き家を放置していると周辺環境も悪くなる等いろいろ説明がありますね。そして、富士市空家等対策計画のところでは、空き家対策の課題で、空き家の有効活用を図るため所有者に対して利活用を促すように取り組む必要があるとしっかりと明記されています。ですので、住宅セーフティネットの制度というのも、これに実際にマッチする、空き家、空き室がある、利活用ということで、こういう制度ということもしっかりと組み込んでいけるものだと思います。

例えば豊島区のほうでは、実際に平成 23 年に空き家の実態調査をしたそうです。そして、実際に空き家の利活用が本当に必要だということになりまして、居住支援協議会を発足してモデル事業として展開をしているそうです。ですので、こういう形もしっかりととれるということですので、市のほうでも、こちらの新住宅セーフティネット制度というのも富士市の空き家対策の計画の中に入れ込んで進めていってほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。平

成 25 年の数ですけれども、実際に富士市では空き家だけでも 1 万 3000 件以上ありますよね。またぜひよろしく願いいたします。

そして、国土交通省のほうで出している、居住支援のメルマガを発信されていますけれども、それには居住支援の全国サミットの開催であるとか、いろんな事例を出すセミナー、交流会、研究会というのがありますけれども、こちらのほうは何か参加をされたということはあるのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（島田肇 君） 今、議員のおっしゃられたような全国規模の大会には出てございませんけれども、市が参加しているものにつきましては、中部ブロック居住支援協議会の勉強会であるとか連絡調整会議、あとは各種団体が実施しております研修会などには出席をしております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） そのような勉強会に出ている。今回の新たな住宅セーフティネット制度の肝になるものというのは、住宅政策と、これに居住支援が入ってきますから、福祉部のほうに入ってきます。そうしますと、今まで勉強会、会議、研修等も出ていまして、富士市の中で、福祉部、住宅政策関係課と話し合いをしたことはありますか、また、したのならばどんな内容を話し合ったのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（島田肇 君） 具体的に居住支援についての協議という部分についてはしたことはございません。ただ、日常の業務の中で、例えば市営住宅の関係でございましたり、そういう中で連絡調整をとっている部分はございます。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） 日常業務でということですが、これをちゃんと政策、事業としていく展開に行きましたら、しっかりと会議の場を設けて

話をしていくことが必要なのかなというふうに思っています。これはまた最後のほうにもう一度言います。

そして、2番目の不動産関係、福祉団体への周知ですけれども、これは不動産関係の方に説明といいますと、この方たちにとって何が不安を解消するメリットなのかということになりますけれども、例えばこれを説明してよくわかったのかどうなのか、また、富士市としたら県が出している、こちらに配付資料でお配りしてあります国土交通省のチラシ以外に、富士市用にチラシをつくってもう少し説明をわかりやすくするというようなことはあるのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（島田肇 君） まず、不動産関係団体への御説明ということで、先ほど申し上げましたように6月以降に宅建協会等からそのお話を伺った部分では、やはりこの制度については内容がなかなか難しく、説明を受けてもわからなかったよと、そんな御意見を伺っております。そんなこともございますので、その説明の仕方というか、当然今、議員がおっしゃったように、パンフレットもそうなんですけれども、国のパンフレット、説明資料はございますけれども、もう少しわかりやすく富士市版というか、そんなものも少し検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

それから、周知の方法もちょっと考えておりますと、パンフレットもそうなんですけれども、例えば、やはり説明する職員のスキルアップも重要なので、研修には出ているんですけれども、その辺ももう少しスキルアップしなきゃまずいのかなという認識でもございます。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） ぜひ職員の方のほうにもお願いします。それで、研修に出ていると言っておりましたけれども、また、2月にアメニティーフォーラムというのが滋賀県で行われますが、このときに全国居住支援法人協議会のよくぞ立ち上げてくれましたというテーマでシンポジウムとかもあります。実際にこれを立ち上げて、かかわっていた村木厚子さんの講演とかもありますので、これは2月8日土曜日ですが、こちらのほうに職員が研修に行けるならそちらのほうに。ただ、それは住宅政策課の職員だけではなく、福祉と両方の課にまたがっ

て行っていただいて、また次の富士市なりの協議ができるという形にしていただければありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

そして、工夫をしていくというところで、生活支援事業のほうでは福祉団体、今も1回目に回答がありましたけれども、本当に多岐にわたっておりますけれども、これはどういうふうに周知をしていくのかなと考えるわけですけれども、実際に全国で居住支援をやっている法人を見ましたら、静岡県では3つありますけれども、ほかのところを見ますと、もともとは介護、障害者のサービスをするところが居住支援チームという枠をつくって進めていたり、また学童保育を行っているNPOが居住支援活動という枠をつくって行っていたりというのがあります。そうしますと、こちらのほうにもそれぞれに合った説明も必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、これには既に、ウェブサイトのほうでも見ますと、居住支援法人、全ての場所とホームページと内容がありますから、そちらのほうを見ていただいて、富士市に合った説明をしていただければと思います。ただ、これは例えば障害者、高齢者、学童保育もろもろの事業をやっている人たちがこれから必ず入っていくというのが、賃貸空室情報の提供であるとか、家賃債務の保証であるとか、不動産屋に同行してマッチングをする居住のことにしても含めて入ってきますので、そういうところも一緒にできるのかということをしつかりと説明していただきたいと思いますので、お願いいたします。

そして、3番目の住宅確保要配慮者への居住支援のところでは、ここでは、今までいろいろ支援をしているということですが、誰が誰を通してその人に支援が行くという形をとっていたのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 福祉こども部長。

◎福祉こども部長（伊東美加 君） 先ほどの市長答弁の中では、例えば住居確保給付金制度、あるいは母子父子寡婦福祉資金貸付制度を御紹介させていただきましたが、こういうものに関しましては、生活困窮者の場合ですと、御本人、あるいはケースワーカーがかかわっておりますので、そういう中で必要性が出てきて、御本人からの申請によりこういう制度を受けていただく。そして、こちらの母子父子寡婦の関係につきましても、いずれにいたしましても御本人のほうからの申請ということになっております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19 番（山下いづみ 議員） 今ある制度を申請によってやっているということですが、今回の居住支援ということになりますと、一時的に必要なものを申請されて渡すということだけではなくて、ある意味、一時的に利用された、一時的に保護されたということではなくて、住居が確保されるというところから生活支援、結局、その人が自立をしていくところまで継続して支援をしていくということになります。そうしますと、しっかりと形をつくっていかなければいけないと思いますが、居住支援、今まである制度をしっかりとつなげていく、それを一時的ではなくて継続させていくということになっていくと、しっかりとした協議を進めていかなければいけないのかな、富士市ではどんな形で連携してできるのかなということになると思います。

そうしますと、4 番目の居住支援協議会を設けてというところになっていくと思います。例えば、今回は、このことは必要性ということも考え、しっかりと協議をし、説明もという答弁をいただきましたけれども、では、これからしっかりと検討していくということになると、しっかりと話し合いをしていかなきゃいけないということですよ。そうすると、やはり協議会ということをしっかり設けなければいけないのかなというふうに思いますけれども、もう一度回答をお願いします。

○議長（一条義浩 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（島田肇 君） まず、住宅セーフティネットがきちんと機能していけば本当にいい制度だと私も思っております。ただ、機能させるためには、当然、居住支援協議会の設置というのも重要にはなるんですけれども、それは1つの箱であって、その中に入る構成要素ですね。さまざまな団体の皆さん、当然行政も入っていくわけですが、それから住宅を供給する方もそうですし、まず皆様の認識を一致させて、同じ方向に頭を向けてやっていかないと機能しないのかなというふうに考えておりますので、まずはその辺をしっかりとやらせていただきまして、次のステップとして協議会の立ち上げということになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 19 番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） しっかりと知っていただいとということになりますけれども、今では県の会議に入っていて大卒な情報をとって例も知りましたということになります。また、今、配付をしてあります裏面のほうに豊中市の居住支援協議会がありますけれども、例えばここですと、平成28年にマスタープランを計画して、住宅家主の聞き取りをした、そのときに、高齢者、障害者、リスクのある人に紹介するのはなかなか難しいよ、そのようなことをしているときに、平成29年に住宅セーフティネット法ができた。そこでしっかりと協議会を設立しようということで、平成29年から準備をして平成30年に設立をしたそうです。では、このメンバーは誰なのかといいますと、まず行政のほうでは、福祉、市民協働、都市計画、福祉のほうでは、地域包括、障害者自立支援、社協が入っていて、不動産では、宅地、不動産協会が入って話し合いを始めていると。そうしますと、今この人たちがそれぞれにこの制度は何なのか、では、このまちではどのようなことをしていけるのかということ、こういう話し合いをするためにもこういうふうには3つできているんですね。そうしますと、協議会ができるのは難しいというよりも、協議会をしっかりと立ち上げていかないと同じ方向を向いて話し合いができないのかな、ある意味、話がしやすくなるのではないのかなというふうに思います。しっかりと場を設けてほしいと思います。

そして、例えば大牟田市もどうなのかといいますと、住まいに課題がある、空き家がある、どうしようかということで、住宅課の課長が声をかけて関係者と一緒にワークショップをしたそうです。そうこうしているうちに法律ができて協議会を設立したということです。では、このところでワークショップをどうしようかといったときに、その住宅課の課長が声をかけたというのが今こちらに配付してあります資料の中の方々です。行政では、高齢、障害、児童、住まいの課。そして、福祉では、介護サービス、地域認知症サポート、介護、障害者自立支援、社会福祉士会、社協。そして不動産では、宅建、ありあけ不動産ネットというふうな方たちとまず最初にワークショップをやっているうちに、法ができたから協議会を立ち上げて今に至るということになっております。

ですので、このことをしっかりとやっていかなければいけないと思うんですが、これは国のほうでも推し進めているということになると、御丁寧に居住支援協議会についてということで冊子が出ていますよね。多分もう見ていただいているかと思うんですが、では、居住支援協議会のなぜそれが必要なのか、事業所と関係者が密に連携して地域の住民ニーズや特性を尊重しながら、民間賃貸住宅の活用

を含め、その地に適した取り組みをしていくと。そして、居住支援協議会の設置の必要性ということも書いてあります。そして最後には、協議会を設立するためにはどのような手だてをとってやったらしっかりとできるのかというところまで国土交通省では案内を出しております。ですので、こちらのほうもしっかり見ていただきたいと思います。

これは市長に聞きますけれども、これから新しいこういう制度があり、富士市も空き家ということの課題があり、これからも福祉的な居住支援が必要な人がいる、またこれからも多くなっていくのではないかとということが十分に予想されるんですけれども、富士市でもしっかりと準備、研修を受けて準備を経て協議会をつくっていく、そして、話し合いをして市に即したことをやっていく必要があると思います。ただ、これをやるには、先ほど家賃がというときも、国で、県で、市のほうでも例えば3分の1とかを出すというような事業もありますから、そうすると結局は予算ということにもかかわってくるんですよ。ですので、しっかりとこういうところで話し合いをしていかなければいけないと思いますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 市長。

◎市長（小長井義正 君） 今回の議論の中には、住宅を確保するための要配慮者という皆さん方への支援という部分と、それから空き家、空き室対策という両方があるかと思います。市のほうも、空き家対策につきましては空家等対策協議会を設置いたしまして関係団体が入っていく中で着実に進めてきているというふうに分自身は考えておりますけれども、そういった住宅確保要配慮者とのつながりという部分においてはまだ若干弱いのかなと、個人的な感想ですけれども、そういう思いもあるものですから、議員がおっしゃるようなそういった協議会の設立も行く行くは必要になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、きょうのところは、先ほど来、部長が答弁している中で、県の協議会を通じてさまざまな情報を把握しながら、そして、市内の関係者のほうへと情報の共有を図っていくと。しかし、取り組みにつきましては、協議会が設立されなければ取り組めないということであってはいけないと思っておりますので、連携はしっかりととっていく中で進めていかなきゃならないと考えているところであります。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 連携をよろしく申し上げます。今回、これは本当に家の生活の拠点のハードの部分と生活支援のソフトの部分、それがしっかりとマッチしたからこそ役に立つものであり、では、それを実効性を持たせるにはどうなのかといったときには、やはり顔が見える、近くにいる、そういう存在の人たちとしっかりと話し合いをしていくことが大事だと思います。今よく地域の希薄化がという話にもありますけれども、富士市は大きなまちであるにしても、やっぱりまだ人と人とのつながりということをととても大事にするまちだと思います。そういう意味では、紙1枚で何かではなく、身近な人と話し合いをしっかりとしていけるという環境がととても大事だと思います。富士市内でも不動産関係では、宅建協会、全日本不動産協会というところでも200件ぐらいの方々がいるということで、これからいろんな話し合いもしっかりとできていくのではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

そして、次に移ります。性の健康教育についてです。

これは答弁をいただきましたけれども、着実に調べていただいて、やっただけにしているという感想は持ちました。では、このところですがけれども、例えば学習指導要領に沿ってしっかりと行っているというふうに思います。ここで1つ、東京のほうで性教育の手引というものが15年ぶりに改定された。それは性をめぐる現代的な課題に対応するため、そして、指導要領以外のことを話すときには保護者の理解を得て必要な指導を行うということでもありますけれども、例えば今、富士市内では学校でしっかりと行っていただけのようなんですけれども、教える側から性教育に関してこういう工夫をしているとか、指導要領の中でするには不十分とか、こういうふうに工夫したほうがもっとできるとか、何か工夫をされている、そのような声は上がっているのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 教育長。

◎教育長（森田嘉幸 君） 今、学習指導要領の範囲の中での性教育についての御意見ということでございますが、やはり学習指導要領の範囲といいますと、東京都のほうの比較をしますと、現状の問題とどこまでかみ合っているかということが課題になっているのかなと思います。例えば間違った性の情報によって子どもたちが性被害に遭っている、それからさらには性感染症の問題、そして人工妊

娠中絶も若い世代の中で実際に行われていると。では、それが学習指導要領の範囲の中で指導が行き届いているかということ、なかなか行き届かないというところもございます。ですので、そうした面については、今のところ富士市の授業では学習指導要領の範囲の中で行っていますが、その範囲で行われないことについては、先ほども少しお話をさせていただきましたが、保健師や産婦人科医、婦人科医の御協力を得て、講座とか講演会という形の中で性に対する専門的な知識、さらには避妊とかそういう問題についても学ばせていただいているということですので、やはりそういう補完というものは必要になってくるかというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 外部の保健師とか産婦人科の方の協力を得てということですね。東京のほうでも、これは実施状況調査ということをやった結果が出ていて、学習指導要領に示されていない内容を指導することも必要だと思いうというのが、学校の先生自体でも東京都内の46%でそういう話が出ていた。今、教育長のお話ししたこともこういうことが問題ではないのかということもしっかりとおっしゃっていただきましたので、そのこのところを補っていただきたいなというふうに思います。

例えば、このこのところで、指導要領では網羅できないところを保健師たちと協力して学校での性の健康教育をしっかりと進めるというところで、先ほども説明がありましたけれども、例えばもう1つありますけれども、姫路市。姫路市も思春期保健の取り組みということを行っていて、1年生のときはころとからだの変化を理解し、自分を大切にすることができる、3年生では、健康や性行為、性感染症について正しい知識を身につける、内容としたら、性感染症・望まない妊娠（予防方法）、自己決定ということを行っているそうです。これは平成23年から始まっていて全ての中学校で行われているということですのでけれども、今、保健師たち、外部の人も協力してとありますけれども、これは全ての中学校で網羅できているのでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 教育長。

◎教育長（森田嘉幸 君） 先ほどの思春期講座とか、命を考える講座とか、そうしたさまざまな形態があります。それを学校のほうで、学校の教育の実態に応じて取り入れさせていただいております。ですので、そうした学校の実態に応じて取り入れながら、全学校がそうしたものをいろんな形、いろんな方々に協力を依頼して、学校の独自の取り組みの中でやっているというふうに私は認識しております。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 学校の実態ということですがけれども、これは予防教育という観点からいけば、1、2年、何かしらの学年のところで全ての中学生の子がこういう講座、教育を受けられたらいいことだというふうに思っております。例えば姫路市は、学習指導要領がありますね。そことタッグを組んで、教育委員会とすり合わせをして、話し合いをして、学校の指導要領では、保健とか道徳とかでこういう話をする、そして、保健師たちが先ほど言った内容のものを話をするということですり合わせしているそうです。話をするときに、授業でも、保健師たちが行う次の内容に合うようにしっかりと授業で導入を先にしておくというような工夫もされているということです。今、向こうでは40人強の保健師が学校にかかわっているということを知ったんですけれども、富士市でもこういった形がとれていけばいいなというふうに思いますけれども、例えば姫路市のほうに保健師とか教育長で1度話を聞きに行く、視察に行く、そのようなことはできませんでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 教育長。

◎教育長（森田嘉幸 君） 性教育については非常に重要な問題であるというふうな認識は、私も捉えております。現在のニュースを見ますと、子どもたちが興味を引かれるような話題があったり、それから営利を目的として子どもたちが使われたり、そしてさらには誘拐とかという大人たちの被害に遭っています。そうしたことから考えると、やはりその指導についてのあり方というのは学校教育の中で現実的にしっかりと行っていかなければならないと思います。そうした外部のいろんな先進事例については研究をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） お願いいたします。そこでは、同じように保護者向けというのでも随分やっていたそうです。出前講座は、今はなくなっただけですけども、要望があれば保護者、大人向けに派遣をしているということですので、富士市は富士市で独自にいいところもあるだろうし、また、その先進事例もとって導入できるところはどんどん導入していただければと思いますので、お願いいたします。

そして、3番目のところでは、これを取り入れられるように検討をしていくということでぜひお願いしたいと思います。私も、自分を守る、人に大切にされる、社会がそういうまちであるということなどを常に思っているわけですが、そのときに、私もこの講座を知りまして参加しましたがけれども、説明にもありましたけれども、子どもにとっても、保護者にとってもとてもいい講座でした。大人は大人なりの悩みがあるんですね。話すことに躊躇する、どう伝えていいのかわからない、心配だけれどもどうしましょうというようなことがしっかりと解決をされるということでしたので、こちらのほうは導入に向けて進んでいっていただきたいと思います。

ここで、今回は発達段階に合わせてというふうになりましたけれども、幼稚園のほうでもやっているということで、ちょうど12月1日の静岡新聞には、性教育未来への贈り物、3歳から家庭でスタート、このような記事もありました。そうしますと性教育の適齢期は3歳から10歳、では、このところに子どもにはどういうふうにしていくのかということが書いてある新聞、やっているところがあります。それは加害者、被害者になるリスクを減らすということ、そしてまた、子どもたちにこういう話をしていくということは、子どもたちが親の愛情をより深く感じ取るということをお話されていますけれども、全くそのとおりだなというふうに思っております。ですので、幼少期のときから、また、小学校、中学校、高校、その発達段階に合わせて必要な性教育、予防教育ということをお富士市のほうでもしっかりとやっていっていただきたい。

これは東京のほうで、小中高と系統的に行ったと。でも、その根幹は何なのかといったときに、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重、人間の尊重として性教育というのは必要である、大事であるということから改定が始まったということです。富士市もそういう意思は十分にあると思いますけれども、しっかりと子どもから大人までこういう性教育ということが健康教育として充実していくとい

うことをよろしくお願いいたします。  
質問を終わりにいたします。